

整理番号		26-変-01		届出条項		法附則第5条第1項(変更)						
大規模小売店舗の名称	MEGAドン・キホーテ茨木店					設置者	住所	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号				
	所在地	茨木市東太田一丁目4番48号					氏名又は名称	株式会社エディオン				
					代表者名		代表取締役 久保 允誉					
用途地域	工業地域					店舗面積の合計	前	5,967	㎡			
届出年月日	平成26年6月20日						後		㎡			
公告年月日	平成26年6月30日					施設の運営に関する事項	開店・閉店時刻	①	前	10:00 ~ 9:00		
新設年月日									後	0:00 ~ 0:00		
変更年月日	平成26年7月18日							②	前	~		
									後	~		
小売業者	株式会社ドン・キホーテ							③	前	~		
	有限会社ワンラブ								後	~		
施設の配置に関する事項	駐車場	収容台数	前	202 台			駐車の場 利用時間帯	①	前	9:30 ~ 9:30		
			後	台					後	0:00 ~ 0:00		
	位置変更							②	前	~		
									後	~		
	駐輪場	収容台数	前	68 台		③		前	~			
			後	台				後	~			
	位置変更						駐車の場 出入口	前	4 箇所			
								後	箇所			
	荷さばき施設	面積	前	38.0 ㎡		位置変更						
			後	㎡								
位置変更						荷さばき時間帯	①	前	6:00 ~ 21:00			
								後	~			
廃棄物保管施設	容量	前	36.0 m ³		②		前	~				
		後	m ³				後	~				
位置変更												
住民等への説明会開催年月日		平成26年7月16日					出席者		26 名			

意見の概要	住民等	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成の観点から、20時頃には閉店すること。 ・自動車や話し声による騒音被害が出ないよう、ガードマンを配置すること。 ・早朝(午前5時～午前6時)の荷物搬入音を軽減すること。 ・周辺住民の通行に支障があるため、繁忙時においては店舗出入口の交通誘導員を増員するか、または交通誘導員の教育指導を徹底すること。 ・店舗周辺道路及び公園に店舗の袋等が散乱しているため、清掃員を増員し教育指導を徹底すること。 ・深夜、店舗周辺公園において利用客の話し声による騒音が発生しているため、営業時間を短縮(午後9時)すること。 ・営業時間の変更をしないこと。 	
		提出件数	5 件
茨木市の意見(案)	意見	年月日	
		大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による茨木市の意見はなし。	
	附帯事項	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に発生する騒音及び防災・防犯対策については、近接する住居への影響が懸念されるので、設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行するなど、十分配慮すること。 ・その他の事項についても設置者が「生活環境の保持に配慮した事項」で提示した対応策を確実に履行するとともに、近隣住民への対応を誠実にを行うこと。 	